

○財務省告示第二百九十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年九月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百四

十四回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

五

入札競争  
方法  
入札競争  
決定の

価格を募入額により加重平均し  
て得られるものによる発行（以下「非  
競争入札発行」という。）及び  
格競争入札と同時に行われる入  
札であつて、財務大臣が各国債  
市場特別参加者ごとに応募限度  
額を定めるものによる発行（以下「  
下」国債市場特別参加者・第 I  
非価格競争入札発行」という。）

札発行  
非競争  
入札  
ハ  
特別参加  
国債市場  
ハ  
各申し込み  
割り当てる。

各申し込みのうち応募額を価格の高い  
順次割り  
も申込みのそのうち応募額を順次割り  
当てる。  
各申し込みの応募額を案分により  
割り当てる。  
各国債市場特別参加者ごとの  
各申し込みの応募額を割り当てる。

六

入札競争  
価格競争  
行額  
イ  
発

額面金額で二兆千七百三十五億  
円、財政法第四十一条の規  
定に基づき発行した利付国債に  
ついては、額面金額で三百三十  
億千四百九十万円、財政運営  
に必要なるため  
の公債の発行の特例に関する法  
律第三十一条の規定に基づき



十 十 十 十 十 十 十 十  
 八 七 六 五 四 三 二 一  
 者 入 払 元 償 償 後 第 初 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 価 発 十 十  
 札 場 利 還 還 の 二 期 利 行 争 非 者 特 国 発 競 札 格 行 行  
 参 所 金 金 期 子 以 期 子 率 入 価 ・ 別 債 行 及 入 行 争 価 行 日  
 加 支 額 限 子 以 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格 日

七 額 五 額 平 平 成 成 二 十 八 年 九 月 二 十 日  
 錢 面 金 額 百 円 に つ き 百 一 円 四 十 格  
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 一 円 四 十 格  
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 一 円 四 十 格  
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 一 円 四 十 格

年 ○ ・ 一 パ ー セ ン ト  
 平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 日 を 支 払  
 期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し  
 た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払  
 期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き  
 は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以  
 下 、 次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て  
 規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ ) 。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日  
 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い  
 て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る  
 利 子 を 支 払 う 。  
 平 成 三 十 八 年 九 月 二 十 日  
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円  
 日 本 銀 行  
 財 務 大 臣 から 通 知 を 受 け た 者

十九  
弘  
込  
期  
日  
平  
成  
二  
十  
八  
年  
九  
月  
二  
十  
日